（海外自主開発法人に係る認定書の交付）

第六条　経済産業大臣は、前条第一項の規定による申請書の提出があつた場合において、申請に係る法人が令第二十四条第十項各号又は第二十九条の八十八第九項各号に掲げる要件の全てに該当すると認めるときは、当該申請書一通にその旨を記入し、認定書として当該認定国内鉱業者等に交付するものとする。

（出資又は長期の貸付けに係る申請書の提出）

第七条　法第五十八条第三項又は第六十八条の六十一第三項の出資又は長期の資金の貸付けであることにつき規則第二十一条の十五第六項又は第二十二条の五十九第六項の規定による経済産業大臣の認定を受けようとするときは、当該出資又は長期の資金の貸付けを行おうとする認定国内鉱業者等が様式第七又は様式第八による認定申請書三通を経済産業大臣に提出するものとする。（提出先は、経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部鉱物資源課）

2　前項の規定による申請は、出資又は長期の資金の貸付けを行おうとする日の三十日前までに行わなければならない。ただし、経済産業大臣が提出遅延につき正当な事由があると認めたときは、この限りでない。

（出資又は長期の資金の貸付けに係る認定書の交付）

第八条　経済産業大臣は、前条第一項の規定による申請書の提出があつた場合において、当該出資又は長期の資金の貸付けに係る資金が令第三十四条第十三項各号に掲げるものの費用に充てられることが確実であると認めるときは、当該申請書一通にその旨を記入し、認定書として当該申請者に交付するものとする。

（準用）

第九条　第三条及び第四条の規定は、第六条及び第八条の認定に準用する。

様式第１（第１条関係）

租税特別措置法第58条第２項の国内鉱業者であることの
認定申請書

経済産業大臣　殿

申請年月日	
※認定年月日	
※認 定 番 号	

申請者名　　㊞

住　　所

租税特別措置法第58条第２項の国内鉱業者であることにつき、租税特別措置法施行規則第21条の15第２項の規定による経済産業大臣の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1　申請者の登記の謄本及び定款
2　鉱業又はこれに付随する事業を営む他の会社であつて申請者がその発行済み株式又は出資（その有する自己の株式または出資を除く。）の総数の百分の九十五以上を有しているもの（以下「子会社」という。）がある場合にあつては、子会社の登記の謄本及び定款並びに申請者が子会社の発行済株式又は出資の総数の百分の九十五以上を有することを証する書類
3　申請者又は子会社の鉱業権又は租鉱権の保有状況及び鉱物の試掘、採掘又はこれらに附属する選鉱、精錬その他の事業を営む設備の保有状況
4　申請者及び子会社の鉱業に係る収入金額及び鉱業に付随する事業に係る収入金額を証する書類
5　申請者及び子会社の鉱業及びこれに付随する事業に係る資産の保有状況

様式第２（第１条関係）

租税特別措置法第58条第２項の国内鉱業者に準ずるものと
して政令で定める法人であることの認定申請書

経済産業大臣　殿

申請年月日	
※認定年月日	
※認 定 番 号	

申請者名　　㊞

住　　所

租税特別措置法第58条第２項の国内鉱業者に準ずるものとして政令で定める法人であることにつき、租税特別措置法施行規則第21条の15第３項の規定による経済産業大臣の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1　申請者の登記の謄本及び定款
2　国内鉱業者に準ずるものとして政令で定める法人の認定に係る国外子会社（租税特別措置法施行令（以下「施行令」という。）第34条第９項に規定する国外子会社をいう。）の名称、登記の謄本及び定款並びに申請者が当該国外子会社の発行済株式等の総数又は総額の百分の五十以上を有することを証する書類
3　当該国外子会社が国外に有する鉱山の名称、その所在地、当該鉱山に係る鉱業権又は租鉱権の保有状況及び鉱物の試掘、採掘又はこれらに附属する選鉱、精錬その他の事業を営む設備の保有状況
4　申請者及び申請者が発行済株式等の総数又は総額の百分の九十五以上を有している他の会社（以下「他の会社」という。）の鉱業及びこれに付随する事業に係る収入金額を証する書類
5　申請者及び他の会社の鉱業及びこれに付随する事業に係る資産の保有状況
6　申請者から当該国外子会社に派遣している役員の氏名及び当該国外子会社における担当業務
7　申請者及び他の会社から当該国外子会社の３の鉱山に係るプロジェクトに従事している技術者（施行令第34条第９項に規定する技術者をいう。）の氏名、所属（申請者、他の会社、当該国外子会社の別）及び当該プロジェクトにおける担当業務

様式第３（第１条関係）

租税特別措置法第68条の61第２項の国内鉱業者で
あることの認定申請書

経済産業大臣　殿

申請年月日	
※認定年月日	
※認 定 番 号	

申請者名　　㊞

住　　所

租税特別措置法第68条の61第２項の国内鉱業者であることにつき、租税特別措置法施行規則第22条の59第２項の規定による経済産業大臣の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。